

豊橋市・豊橋商工会議所・豊橋市内高等教育機関との包括連携・協力に関する協定書

豊橋市、豊橋商工会議所及び豊橋市内高等教育機関（豊橋技術科学大学、愛知大学、愛知大学短期大学部、豊橋創造大学、豊橋創造大学短期大学部をいう。）（以下「各機関」という。）は、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、多様な分野で協力していくため、次のとおり包括連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、各機関がまちづくり、生涯学習、文化、福祉、産業振興、多文化共生、教育、研究などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 各機関は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）地域のまちづくり、災害に強いまちづくりの推進
- （2）生涯学習、文化、スポーツの振興
- （3）福祉の向上、健康づくりの振興
- （4）地域産業の振興、人材育成の推進、地域への就職促進
- （5）安全・安心で持続可能な社会、IoT社会、多文化共生・国際社会の構築
- （6）教育の振興、研究の促進
- （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（豊橋産官学連携推進会議）

第3条 前条の連携・協力事項を円滑に推進するため、豊橋産官学連携推進会議を設置する。

2 豊橋産官学連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、各機関のいずれかから改廃の申し入れがない場合には、自動的に更新される。

（秘密保持）

第5条 各機関は、この協定に基づく活動において知り得た個人情報その他の情報を相手方の承諾なしに第三者に開示、提供等をしてはならない。この場合において、当該情報の開示、提供等にあたっては、法令等の定めるところによる。

2 各機関は、前条の有効期間が満了した後も、前項の規定による秘密の保持の義務を負うものとする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、各機関が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、各機関が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年9月26日

豊橋市今橋町1番地
豊橋市長

佐原 光



豊橋市花田町字石塚42番地の1
豊橋商工会議所
会頭

神野 吾郎



豊橋市天伯町字雲雀ヶ丘1番1
豊橋技術科学大学
学長

大西 隆



豊橋市町畑町字町畑1番地の1
愛知大学
学長

川井 伸



豊橋市町畑町字町畑1番地の1
愛知大学短期大学部
学長

川井 伸



豊橋市牛川町字松下20番地1
豊橋創造大学
学長

伊藤 晴康



豊橋市牛川町字松下20番地1
豊橋創造大学短期大学部
学長

伊藤 晴康

